

北上市告示乙第42号

地方自治法施行令第158条第1項の規定により、北上市の使用料の徴収及び収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月1日

北上市長 高橋敏彦

1 委託の内容

学校開放施設の使用料及び夜間照明使用料の徴収及び収納事務

- (1) 江釣子小学校
- (2) 江釣子中学校
- (3) 飯豊小学校
- (4) 二子小学校
- (5) 更木小学校
- (6) 飯豊中学校
- (7) 北上北中学校
- (8) 黒沢尻東小学校
- (9) 黒沢尻西小学校
- (10) 黒沢尻北小学校
- (11) 東桜小学校
- (12) 北上中学校
- (13) 上野中学校
- (14) 東陵中学校

2 受託者

北上市村崎野15地割312番地8

株式会社小原建設

代表取締役 小原 学

3 委託の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで